

平成 28 年度

3 級 F P 技能検定試験対応 制度改正資料

ライフプランニングと資金計画

リスク管理

金融資産運用

タックスプランニング

不動産

相続・事業承継

平成 28 年 4 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。

F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。

なお、**該当ページ**には、平成 27 年度用 3 級テキストの該当ページを記載しています。

ー山田コンサルティンググループ
株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

<ライフプランニングと資金計画>

1. 介護休業給付金の支給率が引き上げられます。

平成 28 年 8 月以降、介護休業給付金の支給率が 67%に引き上げられます。

該当ページ P17

2. 傷病手当金の計算方法が改正されました。

平成 28 年 4 月以降、傷病手当金の計算方法は次のとおりです。

改正前	改正後（平成 28 年 4 月以降）
標準報酬日額の 3 分の 2 相当額	<u>支給開始日の以前 12 ヶ月間の各標準報酬月額の平均額の 30 分の 1 相当（日額相当）</u> の 3 分の 2 相当額

該当ページ P20

3. 国民年金保険料が改正されました。

国民年金保険料（平成 28 年度価額）は、月額 16,260 円です。

該当ページ P27

4. 厚生年金保険料率が改正されました。

厚生年金保険料率（平成 28 年 4 月 1 日現在）は、17.828%です。

該当ページ P27

5. 年金額（平成 28 年度価額）

	平成 28 年度価額	該当ページ
老齢基礎年金	780,100 円	P30
加給年金額	65 歳未満の配偶者： 224,500 円～390,100 円 子 2 人目まで：224,500 円 子 3 人目以降：74,800 円	P34
障害基礎年金 1 級	975,125 円（780,100 円×1.25）	P38
障害基礎年金 2 級	780,100 円	P38
障害基礎年金の子の加算額	2 人目まで：224,500 円 3 人目以降：74,800 円	P38
遺族基礎年金	780,100 円	P41
遺族基礎年金の子の加算額	2 人目まで：224,500 円 3 人目以降：74,800 円	P41
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算	585,100 円	P43

※被用者年金の一元化により、年金額の端数処理が 100 円未満四捨五入から、1 円未満四捨五入へ変更されています。

6. 小規模企業共済制度が改正されました。

平成 28 年 4 月 1 日、小規模企業共済制度が改正され、掛金月額の前減額における要件の廃止、分割共済金の支給回数の増加（年 6 回）、遺族の範囲の拡大、契約者貸付制度の拡充が行われました。

該当ページ P51

<リスク管理>

1. かんぽ生命の保険金額の加入限度額が引き上げられました。

かんぽ生命の加入限度額は、被保険者 1 人あたり原則 1,000 万円（一定の要件を満たした場合は 1,300 万円）まででしたが、平成 28 年 4 月 1 日以降は、原則 1,000 万円（一定の要件を満たした場合は 2,000 万円）までとなっています。

該当ページ P83

2. 地震保険の損害区分と支払割合が改正されます。

保険始期日が平成 29 年 1 月 1 日以後となる地震保険の損害区分が、次のとおり改正されます。

<損害区分の細分化と支払割合の変更>

改正前 (3 区分)		改正後 (平成29年 1 月以降) (4 区分)	
全損	100%	全損	100%
半損	<u>50%</u>	大半損	<u>60%</u>
		小半損	<u>30%</u>
一部損	5%	一部損	5%

該当ページ P103

<金融資産運用設計>

1. 郵政事業民営化後のゆうちょ銀行への預入限度額が引き上げられました。

改正前	改正後（平成 28 年 4 月以降）
1 人当たり元本 <u>1,000</u> 万円	1 人当たり元本 <u>1,300</u> 万円

該当ページ P133

2. 公社債等の課税方法が変更されました。

金融所得課税の一体化に伴い、平成 28 年 1 月 1 日以後における公社債の利子等についての課税方法が変更となりました。公社債は、特定公社債等と一般公社債等とに区分され、それぞれ異なる方式により課税されます

<特定公社債等の課税方式>

内容	所得区分	課税方式	損益通算
利息	利子所得	20%（所得税 15%、住民税 5%）※ の申告分離課税。源泉徴収が行われるものについては申告不要を選択することも可能。	可能
売却損益 償還差損益	譲渡所得	20%（所得税 15%、住民税 5%）※ の申告分離課税	

※所得税については、復興特別所得税として所得税率に 2.1%が上乗せされる

該当ページ P143～P144

3. 「ジュニアNISA」が創設されました。

平成 28 年 1 月より、未成年者を対象とした「ジュニアNISA」が創設されました。

<ジュニアNISA>

開設者（対象者）	口座開設の年の 1 月 1 日において 20 歳未満、または、その年に出生した居住者等
金融機関の変更	変更不可（1 人 1 口座のみ）
非課税投資額（上限）	年間 80 万円（未使用枠の翌年以後への繰越は不可）
非課税投資総額	最大 400 万円（80 万円×5 年間）
払出し制限	その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までは、原則として払出し不可
口座開設可能期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 35 年 12 月 31 日まで
非課税対象	未成年者非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
非課税期間	最長 5 年間

該当ページ P155 に追加

4. 外貨建MMFの課税方式が変わりました。

収益分配金は 20%（所得税 15%、住民税 5%）の申告分離課税または申告不要の選択可（源泉徴収が行われるもの）、売買益（為替差益を含む）は譲渡所得として 20%（所得税 15%、住民税 5%）の申告分離課税の対象となりました。

該当ページ P171

＜タックスプランニング＞

1. 所得税の非課税所得として給与所得者が受ける通勤手当の上限が引き上げられました。

平成 28 年 1 月 1 日に受けるものから通勤手当(月額)の上限が 15 万円に引き上げられました。

改正前	改正後(平成 28 年 1 月 1 日以後)
10 万円(月額)	15 万円(月額)

該当ページ P190、P202

2. 建物附属設備および構築物の減価償却方法が変更されました。

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備および構築物(鉱業用の資産は除く)の減価償却方法が定額法のみとなりました。

	改正前 (平成 28 年 3 月 31 日までに取得)	改正後 (平成 28 年 4 月 1 日以後に取得)
償却方法	定額法または定率法	定額法のみ

該当ページ P202

3. 上場株式等における損益通算の可否が変更されました。

金融所得課税の一体化に伴い、平成 28 年 1 月 1 日以後については、従来から認められていた上場株式等の譲渡損益と上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)との損益通算だけでなく、上場株式等の配当・分配金・譲渡損益と特定公社債等の利子・譲渡損益・償還差損益との損益通算も可能となりました(「上場株式等に係る譲渡所得等」と「一般株式等に係る譲渡所得等」との損益通算は不可)。

該当ページ P215

4. 医療費控除の特例として、「セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチ OTC 薬控除」が創設されます。

納税者が健康の維持増進や疾病の予防への一定の取組(特定健康診査等)を行っており、納税者本人または同一生計の配偶者等その他の親族に係る一定のスイッチ OTC 医薬品の購入費用の合計が年間 12,000 円を超える場合、超える部分の金額(88,000 円が上限)について、所得控除を受けることが可能となります(平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日の間の支出が対象)。

該当ページ P220～P221 に追加

<不動産運用設計>

1. 農地法の第 4 条および第 5 条の許可権者が変更されました。

農地法の改正により、平成 28 年 4 月 1 日以後、第 4 条（農地の転用の制限）および第 5 条（農地・採草放牧地の転用目的での権利移動の制限）の許可権者が、下記のとおり変更されました。

	改正前（～平成 28 年 3 月 31 日）	改正後（平成 28 年 4 月 1 日～）
許可権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ha 以下は、都道府県知事 ・ 4 ha 超は、農林水産大臣 	<p>面積問わず、都道府県知事</p> <p>※農林水産大臣が指定する市町村の区域内では指定市町村の長</p>

該当ページ P269

2. 新築住宅用建物に係る固定資産税の減額措置（固定資産税額を 1 / 2 に軽減）の適用期限が 2 年延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 28 年 3 月 31 日まで	平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日まで

該当ページ P273

3. 「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」が創設されました。

適切な管理が行われていない空き家の発生を抑制する観点から、相続により生じた空き家で旧耐震基準しか満たしていないものに関して、耐震リフォーム後または取壊し後に売却した場合、売却時の土地の譲渡益から 3,000 万円を控除できる特例が創設されました。

適用時期は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日まで。

該当ページ P275 第 1 節 ① 「3,000 万円特別控除」の最後に挿入

＜相続・事業承継設計＞

1. 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象が明確化されました。

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は、平成 28 年 4 月 1 日以後の贈与から、非課税の対象となる以下の資金使途が明確化されました。

	資金使途	
	現行	明確化（追加）
結婚	・挙式費用 ・新居費用 ・引越費用	現行どおり
妊娠・出産 ・育児	・不妊治療費用 ・出産費用 ・産後ケア費用 ・子の医療費 ・子の保育費（ベビーシッター代含む）	・不妊治療費のうち、薬局に支払う医薬品代※ ・産前産後の母親の医療費、薬局に支払う医薬品代※ ・母親の産後健診費用 ※処方せんに基づくものに限る

該当ページ P313 第 3 節 ④「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の最後に追加

平成 28 年度
3 級 F P 技能検定試験対応
制度改正資料

2016 年 6 月 29 日発行

制作・著作・発行
株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

無断複写・複製・頒布を禁じます。